

## 鹿児島県地域密着型サービス外部評価実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、鹿児島県地域密着型サービス外部評価実施要綱（平成18年12月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、要綱に定める外部評価（以下「外部評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (評価機関の要件)

第2条 外部評価を実施する機関（以下「評価機関」という。）の選定にあたっての要件は、次のとおりとする。

- 1 法人格を有すること。
- 2 県内全域（離島を含む。）を実施対象地域とすること。また、県内に外部評価を統括管理する事業所、営業所又は連絡所を有していること。
- 3 評価を適切に行う能力を有し、当該評価機関を主たる所属とする以下の要件を有する評価調査員を3人以上確保していること。
  - (1) 評価調査員は、県の指定又は実施する評価調査員養成研修を受講、修了し、県の評価調査員名簿に登録されていること。
  - (2) 評価調査員は、認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）のサービスの質の向上に関心及び熱意があり、第三者としての客観的な観点から、評価の実務を適切に行うことができると認められる者であること。ただし、下記の者を除く。
    - ア 現に事業所を運営若しくは当該事業所に勤務している者
    - イ 事業所の事業者（以下「事業者」という。）によって組織される団体の役職員である者
    - ウ 事業所の運営に参入を予定している法人の役員・事業開発等の担当者等
- 4 次のように公正中立な立場で外部評価を実施することが困難な状況にあるなど、県として外部評価を行わせることが不相当と認める法人でないこと。
  - (1) 当該法人自らが事業所を設置・運営している。
  - (2) 当該法人の理事会等の構成員の多数が、事業者又は従業者によって占められている。
  - (3) 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義がある。
  - (4) 守秘義務を厳守することができないと認められる。
  - (5) 第3条第4項の規定により認証を取消された法人については、その取消の日から5年を経過していない。なお、他県において、取消された法人も同様の取り扱いとする。
  - (6) その他外部評価の実施を円滑に進める上で適当でない認められる。
- 5 評価機関は、評価に当たり次の各項を遵守する（できる）こと。
  - (1) 評価機関の代表者や理事、役員等が関係する事業所の評価を行わないこと。
  - (2) 評価機関が関係する事業所の評価を行わないこと。
  - (3) 評価機関と経営母体が同一である事業所の評価を行わないこと。
  - (4) 評価機関は、県内全域（離島を含む。）の事業所の評価を実施する（できる）こと。
- 6 評価機関の役員等で構成する評価委員会を設置し、評価調査員が作成する評価報告書の承

認や評価機関としての評価を決定するものであること。

- 7 認知症介護に関する学識経験者、事業者、認知症高齢者の家族の代表者等で構成し、その半数以上は評価機関に所属しない者からなる評価審査委員会を設置しているとともに、その評価審査委員会が、第4条第5項(4)による場合のほか、1年に1回を目途として定期的開催され、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の適正化を図るものであること。
- 8 評価結果について、県が定める様式及び方法に従って、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム」(以下「WAMNET」(ワムネット)という。)に掲載して公表でき、かつ、当該手続きを行う担当者を配置していること。
- 9 次に掲げる規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。
  - (1) 評価依頼の受付、評価手続き、評価審査委員会の手続、WAMNETによる情報公開等を盛り込んだ外部評価実施要領
  - (2) 外部評価の実施に関し、評価を受けようとする事業者との間で締結する契約書の様式
  - (3) その他県が定めるもの
- 10 外部評価の実施状況等について、四半期ごとに1回、「評価実施状況報告書」(別記様式7)により、県へ報告すること。

#### (評価機関の選定手続)

第3条 評価機関の選定の手続きは次のとおりとする。

##### 1 評価機関の選定

- (1) 評価機関として選定を受けようとする法人は、県に対し、次の書類を提出し、審査を受けるものとする。
  - ア 評価機関選定申請書 (別記様式1)
  - イ 法人の定款、寄付行為等及び法人登記簿の謄本
  - ウ 評価調査員の名簿、各評価調査員の経歴書及び第2条第3項(1)に該当することを示す書類
  - エ 評価委員会の委員名簿、各委員の略歴書
  - オ 評価審査委員会の委員名簿、各委員の略歴書及び各委員の就任承諾書
  - カ 評価手数料及びその算定根拠
  - キ 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録
  - ク 当該年度の事業計画書及び収支予算書
  - ケ 外部評価業務実施要領
  - コ 契約書様式
  - サ 評価審査委員会の委員が団体等の職員等である場合は、所属長の就任承諾書
  - シ その他県が必要と認める書類
- (2) 県は、(1)により法人から申込みがあったときは、当該法人が評価機関として適当であるか審査するとともに、その結果を、当該法人に対し、評価機関選定(不選定)通知書(別記様式2)により通知するものとする。

(3) 県は、評価機関を選定したときは、当該評価機関の名称、連絡先、評価手数料、評価調査員の数、選定年月日等の情報を、県のホームページに掲載し、県内の事業所に周知するものとする。

(4) 選定の有効期間は設けないものとする。

## 2 変更の届出

評価機関は、第1項の規定による選定（以下「選定」という。）を受けた後に、選定申し込みの際に提出した書類の内容のいずれかに変更が生じたときは、評価機関変更届出書（別記様式3）に変更後の書類を添付した上で、10日以内に県に届け出るものとする。

## 3 廃止の届出

(1) 評価機関は、選定を受けた後に、評価事業を廃止しようとするときには、事業終了の3ヶ月前までに、評価機関廃止届出書（別記様式4）に廃止の理由を付して県に届け出るものとする。

(2) 第3条第1項(3)の規定は、廃止の届出を受理したときにおいて準用する。この場合、「評価手数料」及び「評価調査員の数」は除外し、「選定年月日」は「廃止又は廃止予定年月日」と読み替えるものとする。

## 4 選定の取消し

(1) 県は、適切に評価機関を監督指導するものとし、現に外部評価業務を行っていない場合、選定した評価機関がその要件のいずれか一つを欠くに至った場合をはじめ、評価の信頼性を損なうような評価を行うなど、公正中立な立場で評価を行うのにふさわしくないとと思われる状況が生じた場合には、選定を取消すものとし、その取消しに至る手続等については、次のとおりとする。

ア 県は、選定した評価機関について選定の要件が具備されているかを確認するために、書類の提出を求め、評価機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができるものとする。

イ 評価機関は、アの調査等がなされるときは、積極的にこれに協力するものとする。

ウ 県は、外部評価業務が行われていないとき、又は、評価機関としての要件を欠く具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求め、是正されない場合には、選定を取消すものとする。

エ 県は、選定の取消しに当たっては、当該評価機関に対し、評価機関選定取消通知書（別記様式5）により通知するものとする。

(2) 第3条第1項(3)の規定は、選定を取消すときにおいて準用する。この場合「評価手数料」及び「評価調査員の数」は除外し、「選定年月日」は「取消年月日」と読み替えるものとする。

（自己評価及び外部評価の実施回数）

第4条 外部評価の実施回数は、次のとおりとする。

(1) 事業者は、少なくとも年度内に1回、自己評価及び外部評価を実施するものとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、過去に外部評価を5年間連続して実施している事業者であつて、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす場合には、当該事業者の外部評価の実施回数を

2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用にあたっては、実施したものとみなすこととする。

ア 調査様式1の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を市町村に提出していること。

イ 運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること。

ウ 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

エ 調査様式1の「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

(3) (2)の規定については、事業所からの申出に基づき決定することとし、具体的な手続きは次のとおりとする。

ア 事業者は、事業所の存する市町村を経由して、県に地域密着型サービス外部評価の実施回数に係る適用要件確認書（別添様式1）を提出する。

イ 市町村は、要件の適用について、確認を行ったうえで、県へその結果を報告する。

ウ 市町村からの報告を受け、県は(2)の規定の可否について、決定し、事業者及び市町村に対し、その結果を通知する。

#### （外部評価の方法等）

第5条 評価機関が行う外部評価の手続き及び方法については、次のとおりとする。

##### 1 事業者から評価機関に対する申込み

事業者が外部評価を受けようとするときは、第3条第1項により県が選定した評価機関に申込むものとする。

##### 2 評価機関による外部評価の実施

(1) 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うものとする。

(2) 評価機関は、外部評価業務実施要領を定め、当該要領及び(1)により事業者と結んだ評価業務委託契約に基づき、外部評価を行うものとする。

##### 3 外部評価の内容

評価機関は、評価委員会及び評価審査委員会を設置し、次に掲げる調査の結果をとりまとめの上、総合的な外部評価を行うものとする。なお、認知症対応型共同生活介護事業所については、評価を受ける事業所が複数のユニットで構成されているときは、特別な事情がある場合を除き、下記の評価手続きはすべてのユニットについて行った上で、最終的な評価は事業所全体を一つの単位として評価するものとする。

##### (1) 書面調査

書面調査は、次に掲げる調査により行うものとする。

##### ア 現況調査

評価を受ける事業所から、次の文書の送付を受けることにより行う。

(ア) 前回実施の第5号(2)に定める外部評価結果

(イ) その他事業所の運営やサービス提供に係わる文書、パンフレット等

イ 自己評価調査及び外部評価結果

評価を受ける事業所から、県が定める自己評価項目について、当該事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従事者と協議をしながら実施した直近の自己評価結果について記録した調査様式1の「1 自己評価及び外部評価結果」の送付を受けることにより行う。

なお、複数のユニットを持つ認知症対応型共同生活介護事業所の場合には、自己評価に係る記入欄について、各ユニットごとに作成すること。

ウ 利用者家族アンケート調査

評価を受ける事業所を通じて、当該事業所の利用者の家族に対し「利用者家族等アンケート用紙」（調査様式2）を配布し、当該事業所を介さず、直接評価機関が回答を受けることによりアンケート調査を行う。

(2) 訪問調査

訪問調査は、次により行うものとする。

ア 書面調査を実施した後に、複数の評価調査員（そのうち、主となる評価調査員を主任評価調査員とする。）が事業所を訪問し、外部評価項目についての調査を行う。

イ 調査は、原則として1日間とし、当該調査の対象となる事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査を行う。

ウ イによる調査を終了した後、当該調査の対象である事業所の管理者等を交えて全体的な総括と確認を行い、訪問調査を終了する。

4 緊急事項の通報

前号の調査において、緊急を要する事項（明らかな指定基準違反により、事業所の利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、当該調査を担当する評価調査員は、自ら所属する評価機関を通じて市町村及び県に通報するなど、適切に対応するものとする。

5 評価結果の確定

(1) 主任評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、評価項目について、訪問調査を行った評価調査員全員の合意により評価を行い、遅滞なく調査様式1の「1 自己評価及び外部評価結果」を評価機関へ提出するものとする。

(2) 評価機関は、(1)の報告書の提出を受けたときは、評価委員会で承諾した後、評価を受けた事業所に対して、郵送又は電子メールにより同報告書の写しを送付するものとする。その場合、意見があるときには、評価機関が定める日（以下「意見書提出期限」という。）までに、挙証資料を添付した意見書（以下「意見書等」という。）を提出することができる旨を告知するものとする。

(3) 評価機関は、(2)の意見書提出期限が経過した後に(1)の評価結果を踏まえて、評価結果を決定するものとする。

(4) (1)の評価結果について、評価を受けた事業所から意見書提出期限までに意見書等の提出があったときは、これを参酌して(1)の評価結果の内容を検討し、評価機関としての評価

結果を決定するものとする。ただし、(1)の評価結果又は評価を受けた事業所からの(2)の意見書等について専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価審査委員会を開催するものとし、その審査結果を踏まえた上で、評価機関としての評価結果を決定するものとする。

(5) 評価結果は、やむを得ない事情がある場合を除き、訪問調査日よりおおむね2ヶ月以内に決定するものとする。

## 6 評価結果の通知

評価機関は、評価結果を決定したときは、速やかにその旨を評価を受けた事業所に通知するとともに、調査様式1の「2 目標改善計画」の提出を求めるものとする。この場合、当該事業所としての評価結果に対する事後の改善状況をWANMETに掲載する手続きについて、併せて情報提供するものとする。

## 7 評価結果の公表

(1) 評価機関は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、速やかに調査様式1の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」をWANMETに掲載するものとする。

(2) 事業者は、前項による外部評価結果の通知を受けたときは、速やかに次の方法により利用者及びその家族に公開するものとする。

ア 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、その内容を説明する。

イ 利用者及び利用者の家族へ手交もしくは送付等により提供するとともに、事業所内の見やすい場所に備え付け、また自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により広く開示するものとする。

ウ 事業者は、外部評価結果の通知を受けたときは、速やかに当該評価結果を、指定を受けた市町村に対し提出するものとする。この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた他の市町村に対しても同様の取り扱いとするものとする。

エ 事業者は、評価結果について自ら設置する運営推進会議において説明するものとする。

また、併せて調査様式1の「3 サービス評価の実施と活用状況」を作成し、説明することが望ましい。

(3) 事業所が存する市町村は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、事業所から提出された評価結果を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、市町村の窓口及び地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所に掲示等を行うものとする。

## 8 評価手数料等

評価機関が定める評価手数料及び外部評価の途中において以後の業務が遂行できなくなった場合の積算の方法は次のとおりとする。

(1) 評価手数料等

評価手数料は、評価機関が設定するが、評価機関は県に対し、あらかじめ評価手数料の算定根拠を提出するものとする。なお、認知症対応型共同生活介護事業所の手数料に

については、ユニット数等に応じ、手数料額を定めるものとする。

(2) 評価業務中止に係わる精算の取り扱い

評価申込みをした事業所の都合及び災害等の特別な事情により評価業務が履行できなくなったときは、評価業務中止の確定時期に応じ、評価機関は、当該申込に対して収納済みの評価手数料のうちから精算するものとする。

9 守秘義務

評価機関は、外部評価を実施する上で知り得た、事業者、利用者又はその家族の秘密については、正当な理由がない限り、他に漏らさないこととし、これを所属する評価調査員にも義務付けるものとする。また、この守秘義務は評価契約終了後も同様とする。

10 個人情報の保護

評価機関は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、外部評価の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令等に基づき個人情報の取扱いを適正に行なわなければならない。

（評価調査員の養成及びフォローアップ研修）

第6条 評価調査員の養成及びフォローアップ研修（以下「研修等」という。）については、次のとおりとする。

1 実施主体は、県または県が指定した者（以下「指定研修機関」という。）とし、その責任の下に事業を実施するものとする。県が実施する場合、県は研修等の一部又は全部について、適切な事業運営が確保できると認められる機関に委託して実施できるものとする。

2 指定研修機関

指定研修機関の指定要件については、別紙のとおりとする。

3 研修対象者

(1) 養成研修の対象者は、第2条第3項(2)に該当する者で評価機関からの推薦のあった者とする。

(2) フォローアップ研修の対象者は、評価機関の推薦のあった評価調査員とする。

(3) (1)、(2)のほか、県が特に認めた者について、研修対象者とすることができる。

4 研修内容及び期間

(1) 研修等は、講義・演習形式と実習形式で行うものとする。

(2) 研修等のカリキュラム及び時間は別に定めるものとする。

(3) 実習の施設は鹿児島県グループホーム連絡協議会等から推薦を受けた認知症対応型共同生活介護事業所等とする。

(4) すでに認知症介護実践者研修（旧実務者研修を含む。）等を既に修了した者で、カリキュラムの一部が重複している場合にあつては、県の判断により、研修等における当該部分の受講を免除できるものとする。

5 修了証書の交付

研修の実施主体は、研修等の修了者に対し、修了証書（別記様式6）を交付するものとする。

## 6 評価調査員の登録及び管理

県は、養成研修了者について、評価調査員台帳に修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入し、評価調査員として登録するとともに、当該台帳に当該調査員の継続研修の受講状況を記録し、管理するものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成19年1月11日から施行する。ただし、平成19年3月31日までに実施する認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価については、第4条第3項の規定にかかわらず、従前の評価内容によるものとする。
- 2 この要領の施行時に、認知症高齢者グループホーム評価調査員として評価調査員台帳に登録されている者で、本要領制定に伴い県が実施する第5条本文に定める継続研修を受講した者は、第2条第3項に規定する要件を有する評価調査員とみなす。
- 3 この要領の施行時に、認知症高齢者グループホーム外部評価機関として選定されていた評価機関（以下この条において「既選定の評価機関」という。）で、主たる所属する評価調査員のうち前項に定める継続研修を受講した評価調査員数が8割以上を占めている既選定の評価機関については、第3条第1項第2号の規定に基づき選定された評価機関としてみなすものとする。  
なお、前項に定める継続研修を受講した評価調査員数が8割に満たない既選定の評価機関は、平成19年4月1日以降の外部評価は実施できないものとする。
- 4 この要領の制定に伴い、「鹿児島県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領（平成17年6月28日施行）」については、廃止する。

### 附 則

この要領は、平成22年1月15日から施行する。ただし、平成22年3月31日までに実施する外部評価については、第5条第3項の規定にかかわらず、従前の評価内容によるものとする。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。